

石巻市復興整備協議会特別会議 議事録

| | | |
|--------|---|---|
| 日 時 | 今回（第23回） | 平成27年 8月12日（水） 14:30～15:00 |
| | 前回（第22回） | 平成27年 1月 9日（金） 14:20～15:00 |
| 場 所 | 宮城県庁9階 第一会議室 ・ 石巻市役所6階 第3・4委員会室 （Web会議） | |
| 復興整備事業 | 集団移転促進事業 ・ 寄磯浜地区防災集団移転促進事業 ・ 鮎川浜地区拠点エリア整備事業 | |
| 出席者 | 石巻市 | 復興政策部復興政策課 課長 岡 浩 復興政策部復興政策課 主事 大内 和樹 復興事業部集団移転推進課 技術主査 井上 泰聡 産業部農林課 課長 佐藤 一博 |
| | 復興庁 | 宮城復興局主任専門調査官 大沼 伸 宮城復興局参事官補佐 鈴木 明美 |
| | 東北農政局 | 農村計画部農村振興課農村復興指導官 伊藤 崇 農村計画部農村振興課農村復興計画係長 佐藤 一喜 |
| | 宮城県 | 土木部都市計画課技術補佐（班長） 中嶋 吉則 土木部復興まちづくり推進室技術副参事兼技術補佐（総括担当） 鈴木 昌寿 土木部建築宅地課 技術副参事兼技術補佐（総括担当） 中村 静雄 農林水産部農業振興課副参事兼課長補佐（総括担当） 山崎 賢治 農林水産部森林整備課 課長 高橋 壯輔 震災復興・企画部地域復興支援課課長 今野 佳浩 震災復興・企画部地域復興支援課 部副参事兼課長補佐 菅原 修 |

○協議内容

1 開 会（宮城県震災復興・企画部地域復興支援課副参事兼課長補佐）

- ・出席者紹介
- ・会議の公開・非公開についての報告：会議を公開で行うことを報告
- ・傍聴人への注意、Web会議システムの説明

2 議 事

石巻市復興整備協議会規約第7条により、石巻市長代理人の岡復興政策課長が議長となる。

（石巻市復興政策部復興政策課長 岡）

石巻市復興整備計画（案）について、事務局から説明願います。

（石巻市事務局 復興政策部復興政策課主事 大内）

【様式第2により説明】

（石巻市復興政策部復興政策課長 岡）

ただ今、事務局から御説明申し上げました部分について、皆様から御意見、御質問はありませんか。

（出席者一同）

<意見、質問無し>

（石巻市復興政策部復興政策課課長 岡）

今回の復興整備計画では、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づき、農地法第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可の特例措置を適用することとしておりますが、この点について事務局から説明願います。

（石巻市事務局 産業部農林課長 佐藤）

【様式第8について説明】

（石巻市復興政策部復興政策課長 岡）

ただ今の説明について、皆様から御意見、御質問はございませんか。

（出席者一同）

<意見、質問無し>

（石巻市復興政策部復興政策課長 岡）

この事項につきましては、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づき、土地利用方針にかかる農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますが、東北農政局農村計画部農村振興課農村復興指導官の伊藤様、いかがですか。

(東北農政局農村計画部農村振興課農村復興指導官 伊藤)

ただ今説明のあった土地利用方針につきまして、異存ありません。

(石巻市復興政策復興政策課長 岡)

では、この事項につきましては、農林水産大臣の同意をいただいたものとします。

次に、東日本大震災復興特別区域法第48条の規定に基づき、保安林の解除の手続きをワンストップ処理することとしておりますが、保安林の解除について事務局から説明願います。

(石巻市復興事業部防災集団移転推進課 井上)

【様式第6について説明】

(石巻市復興政策部復興政策課長 岡)

ただ今、事務局から説明がありましたが、県の森林整備課から補足することはございませんか。

(宮城県農林水産部森林整備課長 高橋)

【保安林の解除に関する公告・縦覧を行い、意見書の提出はなかったこと、最低限の保安林解除であることを補足説明】

(石巻市復興政策復興政策課長 岡)

最後に、今回の復興整備計画全体について、了承いただけますでしょうか。

(出席者一同)

異議なし。

(石巻市復興政策部復興政策課長 岡)

では、今回の復興整備計画全体について了承されました。

以上で議事を終了します。

3 閉 会 (宮城県震災復興・企画部地域復興支援課副参事兼課長補佐 菅原)

○協議結果

- ・ 集団移転促進事業（1地区：寄磯浜地区）の区域にかかる土地利用方針について、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項に基づく農林水産大臣の同意を得た。
- ・ その他施設の整備に関する事業（鮎川浜地区拠点エリア整備事業）の区域にかかる東日本大震災復興特別区域法第48条第1項に基づく保安林の解除について協議会で了承された。